

かんたんEプラン重要事項説明書

1. お申込み方法

当社所定の加入申込書またはインターネット申込画面に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。その他、本重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに對し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合があります。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより電気需給契約のお申込みをいただいたものとします。また、当社都合により、お申込みの受付およびお申込み受付後の契約の締結をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめご承諾いただきます。

2. 電気の受給開始

加入申込書に記載していただいた日、または別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日とします。引越しなどを理由として新たに需要場所で電気の使用を開始したお客さまが、当社または他の小売電気事業者との電気需給契約の締結前に電気の使用を開始されていた場合の供給開始日については、他の小売電気事業者が需給開始日を指定した場合等を除き、お客さまが実際に電気の使用を開始した日とします。

3. 他の小売電気事業者（現在の電力会社など）から当社への切替え

ご利用されていた他の小売電気事業者（以下、「旧事業者」といいます。）から当社への切替えにつきましては、お申込み前に、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いします。特に、以下の点にご留意ください。

当社と新たに契約される場合、旧事業者との間で締結された電気需給契約が解除されます。旧事業者との電気需給契約の内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込み手続き後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合がありますので旧事業者との契約内容を必ずご確認ください。

4. かんたんEプラン電気需給約款

かんたんEプラン電気需給約款（以下、「電気需給約款」といいます。）は、当社ホームページ（<https://www.machi-ene.jp/faq/kantan-e/important-agreement>）で閲覧・ダウンロード可能です。

5. 消費税等相当額の取扱い

本重要事項説明書第6項記載の税込金額は消費税等相当額10%を含む料金になります。

6. 料金

各地域のプラン毎の料金単価並びに諸条件に付きましては、別紙「料金表」をご参照下さい。

7. その他費用負担

お客さまは、当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、または当社が施設する場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法によりお支払いいただきます。詳細は、電気需給約款第24条ご参照ください。

8. 契約電流または契約容量

原則、旧事業者との契約電流または契約容量にのっとり、プランの設定を行います。プランごとの契約電流または契約容量は、電気需給約款別紙3に定める通りとします。

9. 供給電圧および周波数

100Vまたは200V、標準50Hzまたは60Hz

10. 使用電力量の計量ならびに料金の算定

一般送配電事業者設置の記録型電力量計（スマートメーター）により計量します。また、料金の算定期間は、①電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合、②契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、③計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、「1月」を単位とし、計量された使用電力量を使用して、お客さまの契約種別に従い当社にて料金を計算します。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更に

より料金に変更があった場合は、電気需給約款第17条に従い、日割計算します。

11. 各料金プランの終了

当社は、各料金プランの新規申込み受付を終了する場合があります。受付終了に際しては、あらかじめ当社ホームページ上にて告知します。

12. 契約期間

電気供給を開始した日から起算して1年間とします。なお、契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する場合は、当社にその旨を通知していただく必要があります。

13. 契約の更新

契約期間満了日に先だってお客さま、または当社どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に1年間、電気需給契約が更新されます。ただし、電気需給契約の終了を希望される理由が引越しなどによりお客さまが当該需要場所での電気の供給を受けなくなる場合には、電話または当社ホームページ上で契約期間満了日の15日前までに申し出るものとします。

14. 契約の更新時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

当社は、契約の更新に伴う供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付については、以下の方法により行うこととします。お客さまには、これらの点について、あらかじめご承諾いただきます。

① 供給条件の説明は、更新後の契約期間についてのみ行うこととし、その他の供給条件についての説明は行いません。また、当該説明の際は、契約締結前の書面交付は省略させていただきます。

② 契約締結後に交付する書面には、当社の名称および住所、お客さまとの契約（更新）年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。また、当社は、上記各記載事項を、個別に通知する方法またはホームページに掲載する方法その他法令に従い当社が適当と判断した方法（以下、「当社が適当と判断した方法」といいます。）

でお客さまに提供することをもって、契約締結後交付書面の交付とみなすこととします。

15. 料金等の支払方法および支払時期

支払方法は、原則としてクレジットカード払いまたは口座振替とします。なお、当社は、原則として、お客さまに対する領収書の発行は行いません。お客さまには、かかる取扱いにつき、あらかじめご承諾いただきます。

料金の支払時期は、口座振替については、計量日以降に計算する電気料金の請求日（以下、「支払義務発生日」といいます。）から起算して30日以内に到来する27日とし、クレジットカード払いについては、支払義務発生日から起算して翌営業日目の日とします。一般送配電事業者の請求に応じお客さまにご負担いただく費用等の支払時期は、当社が定める支払期日までとします。詳細は、電気需給約款第18条をご参照ください。

16. 契約の変更または解約に伴う違約金等

お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に電気需給契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。

17. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった場合や、お客さまが電気料金を支払期日までに支払わなかった場合、当社は、契約を解除する場合があります。その場合、当社は、解除する日の15日前までに書面での通知をした上で、契約を解除します。詳細は、電気需給約款第31条をご参照ください。

18. 電気の供給に関してお客さまにご協力いただく事項等

当社はお客さまへ電気を供給するために、電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がある場合などのご連絡、必要がある場合の立ち入り業務などにご協力いただくことがあります。お客さまにご協力いただく事項の詳細は、電気需給約款第21条をご参照ください。

19. 契約締結後の書面交付

お客さまと当社との間で電気需給契約が成立した場合、当社は、遅滞なく、お客さまに「契約締結のお知らせ（電気需給）」を送付します。その他の供給条件を定めた重要事項説明書および約款については、当社ホームページ上でご確認いただけます。当社は、「契約締結のお知らせ（電気需給）」の送

付ならびに重要事項説明書および約款のホームページ上への掲載の方法による提供をもって、電気事業法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面の交付とみなすこととし、お客さまには、お申込みに当たり、この点をご承諾いただきます。なお、当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合には本重要事項説明書第24項記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

20. 重要事項説明書または電気需給約款の変更

当社が本重要事項説明書または電気需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適当と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他供給条件は、変更後の重要事項説明書または電気需給約款によります。また、お客さまから求めがあつた場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

21. 契約変更時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

重要事項説明書または電気需給約款の変更にともない、当社が変更の際の供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめご承諾いただきます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載をする事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

③ 上記にかかわらず、重要事項説明書または電気需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更、その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明をする事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面交付をすることなく、当社が適当と判断した方法により説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

22. 暴力団排除に関する事項

お客さまが、反社会的勢力に該当しないことなど、電気需給約款第35条第1項に定める事項および同条第2項に定める行為を行わないことについて表明および保証をしていただけない場合、当社は、お客さまからのお申込みをお断りします。

23. 申込書類の管理、保管

お客さまよりお預かりした所定の申込書（「加入申込書」、「契約内容変更書」、「解約申込書」など）およびクレジットカード引落依頼書は手続き完了後に当社または当社が契約する倉庫にて保管します。預金口座振替依頼書は、当社より収納企業に送付後、ご指定の金融機関に提出され保管されます。

24. お問い合わせ先

● 小売電気事業者：MCリテールエナジー株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号（新国際ビル6階）

登録番号：A0140

代表取締役社長：田中 浩平

● 媒介業者：株式会社ローソン、三菱商事株式会社、または本重要事項説明書末尾記載の通り

● お問い合わせ先：まちエネ カスタマーセンター

電話：0570-200-767

受付時間：月～土 9時～17時（祝日、年末年始を除く）

● お問い合わせ先：まちエネ カスタマーセンター

6. 当社は、以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります（以下、「共同利用者」といいます。）
(※1) なお、共同利用者の管理責任者は、下記の該当ページ（URL）から確認することができます。

・ 小売電気事業者（※2）
・ 一般送配電事業者（※3）
・ 電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者（※4）
・ 電気に付帯するサービスの提供者ならびに個人関連情報取扱事業者：以下のページをご参照ください。
<https://www.machi-ene.jp/policy/datassharing>

7. 当社は、共同利用者との間で、以下の目的でお客さまの個人情報を共同利用することができます。

(1) 託送供給契約または電力量調整供給契約（以下、「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更または解約のため。

(2) 小売供給契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む。）または電気受給契約（以下、「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次（※5）のため。

(3) 供給（受電）地点に関する情報の確認のため。
(4) 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため。

(5) ネガワット取引に関する業務遂行のため。
(6) 電気に付帯するサービス契約に関する業務遂行のため。

8. 当社は、共同利用者との間で以下の情報を共同利用します。

(1) 基本情報：氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号
(2) 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給契約対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

(3) ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ペースライン
(4) 電気に付帯するサービスの取引に関する情報

9. 個人情報を提供されたお客さまご本人が個人情報について利用目的の通知、開示（第三者提供の記録の開示を含む）、訂正、利用停止、消去等のご請求、また個人情報の取扱いおよび仮名加工情報・匿名加工情報等に関するご質問、苦情のお申し出等を受け付けております。

ご請求等を希望される方は、以下の事項をお読みの上、各種専用フォーム(PDF)を利用し、お問い合わせ窓口にご連絡ください。（その他の個人情報の取扱いおよび仮名加工情報・匿名加工情報等に関するご質問、苦情のお申し出に関する専用フォームはございません）窓口にご連絡いただければ、合理的な範囲で速やかに対応します。

(1) 利用目的の通知
保有個人データ利用目的通知請求書 (PDF)

(2) 開示
保有個人データ開示請求書 (PDF)
保有個人データの第三者提供記録請求書 (PDF)

(3) 訂正等
保有個人データ訂正・追加・削除等請求書 (PDF)

(4) 利用の停止等
保有個人データ利用停止等請求書 (PDF)

10. 本人確認用書類
開示等を請求する方がご本人様かどうかを確認させていただく書類として、次のうちいずれかの写しを、上述の書類に添付してください。

(1) 運転免許証
有効期限内のもので、現住所が記載されている面の写しを含むこと。
国際運転免許証は除く。

(2) 日本国の旅券（パスポート）
有効期限内のもので、現住所が記入されている面の写しを含むこと

(3) 健康保険証あるいは年金手帳ならびに次のいずれか（住民票、公共料金領収書、公共料金請求書）

(4) 住民票・公共料金領収書・公共料金請求書は発行日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの

(5) 外国人登録証明書ならびに次のいずれか（旅券、公共料金領収書、公共料金請求書）

注：公共料金領収書・公共料金請求書は、発行日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの

< 任意代理人の場合の確認書類 >
(1) ご本人様による委任状（代理人との関係、代理を要する理由、代理人の方の氏名・ご住所・電話番号も記載）
(2) ご本人様の印鑑証明書（委任状には、印鑑証明登録印の押印が必要となります）
(3) 代理人の方の身分証明書（運転免許証など公的書類の写し）

< 法定代理人の場合の確認書類 >
(1) 法定代理権があることを確認するための書類（保険証などの写し）
(2) 法定代理人本人であることを確認するための書類（法定代理人の運転

免許証など公的書類の写し）

注：法定代理人とは、親権者・成年後見人を意味します。
本人確認用（代理人・法定代理人含む）書類として、運転免許証や住民票などをご利用される場合は、当該「本籍地」を黒で塗りつぶすなどして読み取りできない状態にしてご送付ください。

11. 手数料

以下ご請求の場合、1回につき440円を次月の電気料金より差し引きさせていただきます。

(1) 利用目的の通知

(2) 情報の開示

手数料が不足している場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡しますが、所定の期間内にお支払いのない場合は、ご請求がなかったものとして処理します。あらかじめご了承ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

当社における個人データの取扱いに関するご質問やご苦情に関しては下記の窓口にご連絡ください。

(郵送の場合)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル6階
M C リテールエナジー株式会社 個人情報保護相談窓口 行
(電話の場合)

まちエネ カスタマーセンター

電話番号：0570-200-767

受付時間：月～土 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

12. 当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した情報）を取扱う場合、以下の対応を行います。

- (1) 法令で定める基準に従い、個人情報を加工すること
- (2) 法令で定める基準に従い、削除情報等の漏えいを防止するために、必要な安全管理措置を講じること
- (3) 法令に基づく場合のほか、仮名加工情報（個人情報に該当するものを除く）を第三者に提供しないこと
- (4) 仮名加工情報を取り扱うにあたっては、本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合しないこと
- (5) 仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データおよび削除情報等を遅滞なく消去すること

(6) 仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、仮名加工情報の作成その他の取り扱いに関する苦情の処理その他の仮名加工情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めること

13. 当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を取扱う場合、以下の対応を行います。

(1) 匿名加工情報を作成する場合、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従い適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従い削除した情報や、加工方法の情報の漏えいを防止するために、安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供方法を公表し、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(3) 当社で作成する匿名加工情報に含まれる情報の項目、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目と提供の方法については、当社ホームページ記載のプライバシーポリシーをご参照ください。

14. 個人情報保護の取り組みを役職員に周知徹底するとともに、継続的に改善し、向上に努めます。

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客様の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の5 第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます。事業者の名称、所在地等は、以下の資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電

株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます。

事業者の名称、所在地等は、以下の電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。
https://www.occto.or.jp/occto/about_occto/soshiki.html

※5 小売供給等契約の廃止取次とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

制定日2015年12月23日

改定日2016年4月19日

2018年5月23日

2022年4月1日

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル6階

M C リテールエナジー株式会社 代表取締役 田中 浩平

【補足1.】匿名加工情報の作成・第三者提供について

当社は、お客さまから取得・保有する情報について、特定の個人を識別することおよび作成に用いる個人情報を復元することができないよう適切な保護措置を講じたうえで匿名加工情報として作成し、マーケティング、新サービスの開発、商品の開発支援のために第三者に提供しますので、公表します。

1. 匿名加工情報内の個人に関する情報の項目：生年月、性別、居住市区町村、電気使用日時、使用電力情報（使用量および力率等）、契約容量、その他世帯人数、家族構成、住宅形態
2. 匿名加工情報の第三者への提供の方法：書面またはパスワード保護を行った電子ファイルを外部記憶媒体に保存し、手交または送付

【補足2.】サイトのご利用にあたって

1. 当サイトでお客さまから個人情報をご提供いただく際は、通信途上における第三者の盗聴等を防止するため、SSL (Secure Sockets Layer)/TLS (Transport Layer Security)による暗号化技術を使用しています。
ただし、ご本人のブラウザ環境により、まれにこれらの技術をご利用いただけない場合があります。その場合には、通信途上における安全性が確保できない旨の表示をします。

2. アクセスログの取扱い
当サイトでは、アクセスされたお客さまのIPアドレス、ホスト名、使用ブラウザ名、アクセス日時等の情報をアクセスログという形で記録していますが、お客さま個人を特定できる情報は含まれておりません。
アクセスログは、ウェブサイトの利便性の向上を目的とし、保守管理やアクセス傾向の統計的分析のために使用しているものであり、それ以外の目的のために使用するものではありません。

3. クッキー (Cookie) の使用
当サイトでは、当サイトの利用状況の統計やアクセスの利便性を高めるために、クッキー (Cookie) の技術を使用しているページがございますが、クッキー (Cookie) の情報により、お客さま個人を特定することはできません。

4. Google Analyticsおよびマーケティングツールの利用
当サイトでは、Googleによるアクセス解析ツール「Google Analytics」、および、その他マーケティングツールを利用しておられます。これらのツールはデータの収集のためにCookieを使用しております。このデータは匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。また、この機能はCookieを無効にすることで収集を拒否することができます。お使いのブラウザの設定をご確認ください。
なお、アクセス情報の収集方法および利用方法については、Google Analyticsサービス利用規約およびGoogleプライバシーポリシーによって定められています。

Google Analyticsについての詳細は、以下のページをご参照ください。

<https://marketingplatform.google.com/about/Analytics/>

«料金表»

■ 東京/東北/中部電力エリア：かんたんEプラン

料金は、基本料金(税込) + 下表の区分に応じた電力量料金単価(税込) × ご使用量 + 燃料費調整単価(税込) × ご使用量 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込) × ご使用量とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。電気使用量は、当社ホームページの会員ページからご確認頂けます。

	単位	区分	東京電力エリア単価(税込)	東北電力エリア単価(税込)	中部電力エリア単価(税込)
基本料金	1 契約	10 A	295.24 円	424.60 円	297.00 円
		15 A	442.86 円	636.90 円	445.50 円
		20 A	590.48 円	849.20 円	594.00 円
		30 A	885.72 円	1,273.80 円	891.00 円
		40 A	1,180.96 円	1,698.40 円	1,188.00 円
		50 A	1,476.20 円	2,123.00 円	1,485.00 円
		60 A	1,771.44 円	2,547.60 円	1,782.00 円
		1 kVAあたり	295.24 円	424.60 円	297.00 円
電力量料金	1 kWh	最初の 120 kWhまで	37.00 円	32.50 円	22.50 円
		120 kWh超過 300 kWhまで	37.00 円	35.90 円	23.50 円
		300 kWh超過分	37.00 円	38.50 円	26.00 円

■ 関西/四国電力エリア：かんたんEプラン

料金は、定額料金(税込)(※1) + {下表の区分に応じた電力量料金単価(税込) × 下表の区分に応じたご使用量 + 燃料費調整単価(税込) × ご使用量} + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込) × ご使用量とします。電気使用量は、当社ホームページの会員ページからご確認頂けます。まったく電気を使用しない場合も、定額料金内の基本料金相当額は発生し請求いたします。電気使用量は、当社ホームページの会員ページからご確認頂けます。

	単位	区分	関西電力エリア単価(税込)	四国電力エリア単価(税込)
定額料金	1 契約	基本料金相当額	341.01 円	500.00 円
		固定料金	4,268.99 円	6,030.00 円
電力量料金	1 kWh	200 kWh超過 300 kWhまで	24.31 円	36.50 円
		300 kWh超過分	27.15 円	36.50 円

電灯または小型機器を使用し、契約容量が6kVA以上であり、かつ原則として50kVA未満のお客さまの料金は、定額料金(税込)(※2) + {下表の区分に応じた電力量料金単価(税込) × 下表の区分に応じたご使用量 + 燃料費調整単価(税込) × ご使用量} + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込) × ご使用量とします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金内の基本料金相当額の半額は発生し請求いたします。電気使用量は、当社ホームページの会員ページからご確認頂けます。

	単位	区分	関西電力エリア単価(税込)	四国電力エリア単価(税込)
定額料金	1 契約	1 kVAあたり	396.00 円	374.00 円
		最初の 300 kWhまで	6,120.00 円	8,900.00 円
電力量料金	1 kWh	300 kWh超過分	21.55 円	32.00 円

※1 関西/四国電力エリア：かんたんEプランの契約容量6kVA未満における定額料金(税込)は、以下の算式で算定します。

・1契約あたりの基本料金相当額(税込) + 1契約あたりの最初の200kWhまでの固定料金(税込)

ただし、まったく電気を使用しない場合は、定額料金内の「1契約あたりの基本料金相当(税込)」が発生し請求します。

なお、お客さまへのご請求明細内訳では基本料金相当額と固定料金を合算し、「定額料金」と表記されます。

※2 関西/四国電力エリア：かんたんEプランの契約容量が6kVA以上であり、かつ原則として50kVA未満の定額料金(税込)は、以下の算式で算定します。

・{ 1kVAあたりの基本料金(税込) × ご契約容量 } + 1契約あたりの最初の300kWhまでの固定料金(税込)

ただし、まったく電気を使用しない場合は、上記「1kVAあたりの基本料金(税込) × ご契約容量」の半額が発生し請求します。

なお、お客さまへのご請求明細内訳では基本料金と固定料金を合算し、「定額料金」と表記されます。

クーリング・オフについて内容をよくお読みください。

1. クーリング・オフ

次のことは、電力販売の態様が「特定商取引法の訪問販売もしくは電話勧誘販売にあたり、お客さまにクーリング・オフの権利が付与される場合」のみ適用となります。

- お客様が、特定商取引法で定める訪問販売もしくは電話勧説販売でお申込みまたは契約された場合、本重要事項説明書を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件でお申込みの撤回または契約の解除（以下、「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。その効力は、書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- 前2項の場合は、お客さまは、次のことが保障されます。
 - ・ 損害賠償および違約金の支払を請求いたしません。
 - ・ すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。
 - ・ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払った場合は、すみやかにその金額を返還します。
 - ・ お客様の土地または建物その他の工作物の現状が変更され、その原状回復が必要となる場合、お客さまは、当社に対し、必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

名称：MCリテールエナジー株式会社 住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号（新国際ビル6階）
代表取締役社長 田中 浩平

媒介業者のお問い合わせ先